

令和4年第1回大仙市議会定例会会議録第3号

---

令和4年3月8日（火曜日）

---

議事日程第3号

令和4年3月8日（火曜日）午前10時開議

---

第1 一般質問

第2 議案第9号 大仙市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定  
について (質疑・委員会付託)

第3 議案第10号 大仙市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の  
制定について (質疑・委員会付託)

第4 議案第11号 大仙市補助金等の適正に関する条例の一部を改正する条例の制  
定について (質疑・委員会付託)

第5 議案第12号 大仙市特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償等に関す  
る条例の一部を改正する条例の制定について  
(質疑・委員会付託)

第6 議案第13号 大仙市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改  
正する条例の制定について (質疑・委員会付託)

第7 議案第14号 大仙市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について  
(質疑・委員会付託)

第8 議案第15号 大仙市国民健康保険事業財政調整基金条例の一部を改正する条  
例の制定について (質疑・委員会付託)

第9 議案第16号 大仙市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につい  
て (質疑・委員会付託)

第10 議案第17号 大仙市刈和野地区コミュニティセンター条例等の一部を改正す  
る条例の制定について (質疑・委員会付託)

第11 議案第18号 大仙市公民館条例の一部を改正する条例の制定について  
(質疑・委員会付託)

- 第 1 2 議案第 1 9 号 大仙市市民会館等に関する条例の一部を改正する条例の制定について (質疑・委員会付託)
- 第 1 3 議案第 2 0 号 大仙市新型コロナウイルス対策緊急融資基金条例の一部を改正する条例の制定について (質疑・委員会付託)
- 第 1 4 議案第 2 1 号 大仙市仙北健康広場条例の一部を改正する条例の制定について (質疑・委員会付託)
- 第 1 5 議案第 2 2 号 大仙市宮野球場条例の一部を改正する条例の制定について (質疑・委員会付託)
- 第 1 6 議案第 2 3 号 大仙市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について (質疑・委員会付託)
- 第 1 7 議案第 2 4 号 大仙市一般廃棄物最終処分場条例を廃止する条例の制定について (質疑・委員会付託)
- 第 1 8 議案第 2 5 号 大仙市神岡農林水産物処理加工施設設置条例を廃止する条例の制定について (質疑・委員会付託)
- 第 1 9 議案第 2 6 号 大仙市南外生活改善センター設置条例を廃止する条例の制定について (質疑・委員会付託)
- 第 2 0 議案第 2 7 号 大仙市協和モーターサイクル場設置条例を廃止する条例の制定について (質疑・委員会付託)
- 第 2 1 議案第 2 8 号 大仙市まほろば唐松公園施設設置条例を廃止する条例の制定について (質疑・委員会付託)
- 第 2 2 議案第 2 9 号 大仙市文化財保存活用地域計画協議会条例の制定について (質疑・委員会付託)
- 第 2 3 議案第 3 0 号 財産の譲与について (質疑・委員会付託)
- 第 2 4 議案第 3 1 号 市道の路線の認定及び廃止について (質疑・委員会付託)
- 第 2 5 議案第 3 2 号 令和 4 年度大仙市企業団地整備事業特別会計への繰入れについて (質疑・委員会付託)
- 第 2 6 議案第 3 3 号 令和 4 年度大仙市スキー場事業特別会計への繰入れについて (質疑・委員会付託)
- 第 2 7 議案第 3 4 号 令和 3 年度大仙市一般会計補正予算 (第 1 2 号) (質疑・委員会付託)

第 2 8	議案第 3 5 号	令和 3 年度大仙市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号） （質疑・委員会付託）
第 2 9	議案第 3 6 号	令和 3 年度大仙市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号） （質疑・委員会付託）
第 3 0	議案第 3 7 号	令和 3 年度大仙市奨学資金特別会計補正予算（第 1 号） （質疑・委員会付託）
第 3 1	議案第 3 8 号	令和 3 年度大仙市太陽光発電事業特別会計補正予算（第 1 号） （質疑・委員会付託）
第 3 2	議案第 3 9 号	令和 3 年度市立大曲病院事業会計補正予算（第 2 号） （質疑・委員会付託）
第 3 3	議案第 4 0 号	令和 4 年度大仙市一般会計予算（質疑・委員会付託）
第 3 4	議案第 4 1 号	令和 4 年度大仙市国民健康保険事業特別会計予算 （質疑・委員会付託）
第 3 5	議案第 4 2 号	令和 4 年度大仙市後期高齢者医療特別会計予算 （質疑・委員会付託）
第 3 6	議案第 4 3 号	令和 4 年度大仙市学校給食事業特別会計予算 （質疑・委員会付託）
第 3 7	議案第 4 4 号	令和 4 年度大仙市奨学資金特別会計予算（質疑・委員会付託）
第 3 8	議案第 4 5 号	令和 4 年度大仙市企業団地整備事業特別会計予算 （質疑・委員会付託）
第 3 9	議案第 4 6 号	令和 4 年度大仙市スキー場事業特別会計予算 （質疑・委員会付託）
第 4 0	議案第 4 7 号	令和 4 年度大仙市太陽光発電事業特別会計予算 （質疑・委員会付託）
第 4 1	議案第 4 8 号	令和 4 年度大仙市小水力発電事業特別会計予算 （質疑・委員会付託）
第 4 2	議案第 4 9 号	令和 4 年度大仙市内小友財産区特別会計予算 （質疑・委員会付託）
第 4 3	議案第 5 0 号	令和 4 年度大仙市大川西根財産区特別会計予算 （質疑・委員会付託）

- 第 4 4 議案第 5 1 号 令和 4 年度大仙市荒川財産区特別会計予算  
(質疑・委員会付託)
- 第 4 5 議案第 5 2 号 令和 4 年度大仙市峰吉川財産区特別会計予算  
(質疑・委員会付託)
- 第 4 6 議案第 5 3 号 令和 4 年度大仙市船岡財産区特別会計予算  
(質疑・委員会付託)
- 第 4 7 議案第 5 4 号 令和 4 年度大仙市淀川財産区特別会計予算  
(質疑・委員会付託)
- 第 4 8 議案第 5 5 号 令和 4 年度市立大曲病院事業会計予算 (質疑・委員会付託)
- 第 4 9 議案第 5 6 号 令和 4 年度大仙市上水道事業会計予算 (質疑・委員会付託)
- 第 5 0 議案第 5 7 号 令和 4 年度大仙市簡易水道事業会計予算 (質疑・委員会付託)
- 第 5 1 議案第 5 8 号 令和 4 年度大仙市下水道事業会計予算 (質疑・委員会付託)
- 第 5 2 決議案第 3 号 ロシアによるウクライナ侵攻に抗議する決議 (表 決)
- 

出席議員 ( 2 3 人)

- |               |               |                 |
|---------------|---------------|-----------------|
| 1 番 佐 藤 芳 雄   | 2 番 戸 嶋 貴 美 子 | 3 番 佐 藤 文 子     |
| 4 番 佐 藤 隆 盛   | 5 番 挽 野 利 恵   | 6 番 秩 父 博 樹     |
| 7 番 青 柳 友 哉   | 8 番 安 達 成 年   | 9 番 高 橋 徳 久     |
| 1 0 番 古 谷 武 美 | 1 1 番 橋 本 琢 史 | 1 2 番 小 笠 原 昌 作 |
| 1 3 番 小 松 栄 治 | 1 4 番 本 間 輝 男 | 1 5 番 佐 藤 育 男   |
| 1 6 番 山 谷 喜 元 | 1 7 番 石 塚 柏   | 1 9 番 橋 村 誠     |
| 2 0 番 渡 邊 秀 俊 | 2 1 番 金 谷 道 男 | 2 2 番 大 山 利 吉   |
| 2 3 番 鎌 田 正   | 2 4 番 後 藤 健   |                 |
- 

欠席議員 ( 1 人)

- 1 8 番 高 橋 敏 英
- 

遅刻議員 ( 0 人)

早退議員 ( 0 人)

---

説明のため出席した者

市 長	老 松 博 行	副 市 長	佐 藤 芳 彦
副 市 長	西 山 光 博	教 育 長	伊 藤 雅 己
代 表 監 査 委 員	武 田 哲 也	上 下 水 道 事 業 管 理 者	今 野 功 成
総 務 部 長	舛 谷 祐 幸	企 画 部 長	福 原 勝 人
市 民 部 長	和 田 義 基	健 康 福 祉 部 長	佐々木 隆 幸
農 林 部 長	渡 辺 重 美	経 済 産 業 部 長	富 樫 真 司
建 設 部 長	今 和 則	観 光 文 化 ス ポ ー ツ 部 長	伊 藤 優 俊
病 院 事 務 長	今 久	教 育 委 員 会 事 務 局 長	築 地 高
総 務 部 次 長 兼 総 務 課 長	伊 藤 公 晃		

議会事務局職員出席者

局 長	谷 口 藤 美	参 事	齋 藤 孝 文
参 事	富 樫 康 隆	主 幹	佐 藤 和 人
主 任	藤 澤 正 信		

午前10時00分 開 議

○議長（後藤 健） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

欠席の届け出は18番高橋敏英君であります。

○議長（後藤 健） 本日の議事は、議事日程第3号をもって進めます。

○議長（後藤 健） 日程第1、本会議第2日に引き続き一般質問を行います。

5番挽野利恵さん。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） はい、5番。

【5番 挽野利恵議員 登壇】

○議長（後藤 健） はじめに、1番の項目について質問を許します。

○5番（挽野利恵） おはようございます。公明党の挽野利恵でございます。今回も一般

質問の機会を与えていただき、ありがとうございます。

本日は、県立高校の一般受験日です。オミクロン株の猛威により、新型コロナウイルスの感染者が、大仙保健所管内の数字ではありますが、秋田市に次いで数十人規模の感染者の発生が頻発しており、受験生本人、ご家族、担当された先生方のご心労は計り知れないものであったと思います。未来へ向かう子どもたちのご健闘をお祈りいたします。

新型コロナウイルスは、すぐそこにある脅威として市からの対応が求められるわけですが、既に始まっている3回目のワクチン接種がスムーズかつスピーディーに進捗するよう、万全を尽くしていただければと思います。

それでは、通告に従い、順次質問させていただきますので、当局の皆様のご答弁方、よろしく願いいたします。

はじめに、低出生体重児の支援体制についてお伺いいたします。

低出生体重児とは、2,500グラム未満で生まれてきた赤ちゃんのことで、国内で生まれる10人に1人は、低出生体重児だとのことです。そして、低出生体重児として生まれる原因には、「早産」と「胎児発育不全」の二つがあります。「早産」とは、妊娠37週0日から41週6日までの「正期産」以前の、妊娠22週0日から妊娠36週6日までの間に生まれることで、その原因としては、母体の病気や妊娠を継続することが難しい状態や、多胎児による母体の安全のため、早産になる場合などがあると伺っております。また、「胎児発育不全」は、母親のおなかの中で胎児が十分に成長することができない場合で、「正期産」の次期であっても赤ちゃんは2,500グラムを超えられずに生まれます。ほかには、子どもの疾病などで早く出産し治療した方がよい場合などがあるそうです。

このように母子ともに危険な状態に陥りながらの出産で授かった大切な命ですので、生まれてくれた喜びとともに様々な不安があることも事実であり、高度な医療を必要とする状態の子どもには様々な医療サポートが提供されますし、障がいの程度によっては身体障害者手帳や療育手帳の交付を受けることができます。

しかしながら、それ以外の低出生体重児は、母親のおなかの中で十分に成長する前に生まれてくるため、「正期産」である妊娠40週前後で生まれてくる子に比べて、発育や発達が遅れる子が少なくありません。身長・体重によつての「母子手帳」に掲載される発育の目安が参考になりませんし、低出生体重児が月齢ごとにできるようになることも限られます。

「母子手帳」の中の身長・体重に関するページでは、厚生労働省が10年ごとに乳幼児の身体の発育を調べて作成している乳児身体発育曲線、これは横軸に月齢や年齢、縦軸に身長・体重の数値が配置された曲線のグラフですが、グラフ内の色がついた帯の中に各月齢の94パーセントの子の値が入るように作成され、乳幼児の成長の目安として使用されますが、これによって正期産で生まれた子どもとの数字上の差が見えます。

早産を経験した女性から、「母子手帳の赤ちゃんができるようになった項目に記入できることがほとんどない」というお話を伺いました。生後3カ月から4カ月の赤ちゃんができるようになったことを記録するページにおいては、「首が据わったか?」「あやすとよく笑うか?」等、できるようになったことを尋ねる質問に、記入できることがほとんどないのだそうです。本来は育児を支えるはずの「母子手帳」が悩みの原因となって、「自分の子どもが否定されたような気持ちになる」と話す人もおります。多くの親が孤独や不安を感じながら育児に向き合っている中、「母子手帳を見るのがつらい」と、悩みを抱える母親は少なくないのが現状であり、これは当事者にしか分からない悩みでありましょう。

母子手帳は成長過程と健康情報を一括して管理できる優れたツールですが、医療の進歩によって小さく生まれた子どもであっても普通に育つことができる今の時代においては、お母さんの味方という面を持ちながらも、一方では一部のお母さんたちを悩ませる原因にもなっているのです。

こうした悩みに配慮しようと独自に取り組みを始めた自治体があります。静岡県では4年前の2018年、小さく生まれた赤ちゃん用の「リトルベビーハンドブック」を全国で初めて作成しました。対象は1,500グラム未満か、支援が必要な子どもです。母子手帳と併用して使うもので、通常の母子手帳では月齢ごとにできるようになったことを記載するのがほとんどですが、このバンドブックでは、つかまり立ちやハイハイなど項目ごとに、できるようになった日付を記入する仕組みになっており、ほかの子どもと比較することなく記録することができます。このほか、同じように低出生体重児を育てる親たちからのメッセージや活動しているサークルの情報なども掲載され、さらに七つの言語に翻訳されて、県のホームページからダウンロードできるようになっておりました。

厚生労働省によると、低出生体重児の育児を支えるハンドブックを導入している自治体は、現在、全国で6県5市あります。「リトルベビーバンドブック」は単なる育児の

記録ではなく、孤立して思い悩む親のメンタルケアの役割を果たしています。親たちは「小さく生んでしまった」と自責の念を抱えていて、その後の発達についても自分を責めてしまいがちです。親たちの悩みに寄り添い、ほかの支援も併せて検討していくことも重要であると考えます。

今年度、来年度に新たに作成、作成を予定、また作成を検討している自治体は、続々と出てきているようであります。1月30日のデータでありますが、NHKの取材によると、少なくとも18の府と県で導入に向けた作業や検討が進められているとのことであります。

そこで質問ですが、小さく生まれた子どもたちを一生懸命に育てる親たちに寄り添い、孤立させない体制強化のため、現在運用している「母子手帳アプリ」に低出生体重児の育児を支える機能を追加できないか、もしくはハンドブックの策定を検討できないものか、お伺いいたします。

○議長（後藤 健） 1番の項目に対する答弁を求めます。西山副市長。

【西山副市長 登壇】

○副市長（西山光博） 挽野利恵議員の質問にお答え申し上げます。

質問の低出生体重児の育児支援についてであります。市が運用している母子手帳アプリ「母子モ」では、低出生体重児に特化した機能はありませんが、身体発育曲線については修正月齢や目安体重の発育曲線を選択して記録することができるのと同時に、発達の項目ごとに日付や写真、保護者のコメントが入力できるようになっております。また、議員ご指摘のリトルベビーハンドブックを導入している自治体の作成状況を見ますと、2,500グラム以下で産まれたお子さんであっても、その後の数カ月後には正常な発育や発達に沿う場合が多いことから、1,500グラム以下の極低出生体重児を対象に作成されている例が多いようでありました。

本市において1,500グラム以下の体重で出生するお子さんの数は、平成28年度から令和2年度までの過去5カ年で10人という状況にあります。こうしたことから、ハンドブック作成に当たっては、県単位などの広域的な取り組みが有用であると考えております。

市においては、ハンドブックは作成しておりませんが、お子さんの成長発達記録を保護者が記入できる用紙を全ての保護者に配布しており、今後、この記録用紙を基に低体重児用を作成することで、お子さんの成長を保護者と共有しながら支援を行えるものと

考えております。

また、厚生労働省では、今後の母子保健施策や母子健康手帳の内容等の見直しに向け、既に「母子健康手帳等に関する意見を聴く会」を開催しており、低体重児向けのハンドブックを作成している自治体からヒアリングを行い、令和4年度にも母子手帳を含めた母子保健事業の見直しについての検討会を立ち上げる予定であります。

市といたしましては、こうした全国的な動向を踏まえつつ、引き続き、低体重児等の育児支援について調査・研究してまいります。まずは、保健師や栄養士、臨床心理士といった専門職が、おおむね生後2カ月までは1回の家庭訪問のほか、個別の母子に関する電話相談や家庭訪問など、保護者一人一人に寄り添ったきめ細やかな支援等を、今後も引き続き継続してまいります。

以上です。

【西山副市長 降壇】

○議長（後藤 健） 再質問ありませんか。

（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） はい、5番。

○5番（挽野利恵） ご答弁ありがとうございます。やはり大仙市においても、若干ではありますが、体重の少ないお子さんが生まれているという事実。この人数に対して、やはりこう市という単位ではなく、県でっていうふうなお話でありましたが、そういう面から県で作ってる自治体が多いのかなというふうに、今、ご答弁聞きながら感じたところであります。

生後2カ月に必ず母子の経過観察をされてるということなんですけれども、その際に、そういう体重の低いお子さんに関するご相談等を受けた場合の対応はどのようになさってるのか、ご質問いたします。

○議長（後藤 健） 再質問に対する答弁を求めます。西山副市長。

○副市長（西山光博） 挽野議員の再質問にお答え申し上げます。

低出生児に対して行っている支援には、いろいろございますけども、先程言いましたように、生後2カ月までには最低でも1回は保健師が家庭訪問を行うと。さらにですね、特に1,500グラム以下であればですね、医療機関での管理が長いことからですね、退院の連絡を待ちましてですね、早期の訪問を行うと。で、必要に応じた継続訪問ということで、週に1回だったり2回だったり、あ、2週間に1回だったりですね、お母

さんによっては頻繁に来られるというのも困るというか、そういうことがありますので、お母さんの希望に応じて臨機応変に行っている。

また、低出生体重児を出産することによる自責の念や育児困難からの気持ちの落ち込みがある場合にはですね、産科医療機関と連携してですね、診療内科の受診を指示したり、市の臨床心理士に相談、カウンセリングを行うこととしております。

産後1カ月時に医療機関で行う健診ではですね、産後うつ病質問票や赤ちゃんへの気持ちについての質問票を用いて、メンタル面での評価をします。そのほか、気になる場合はですね、保健師が電話相談や家庭訪問を実施し、ケースによっては臨床心理士と相談し、ほっとスペースの利用を勧めて支援しているという状況でございます。

また、生後5カ月を過ぎてからですね、離乳食の始まるとありますが、作り方が分からなくて食べれないとか、体重が増えないなど、そういう相談についても栄養士が承っているということでございます。

あと、乳幼児健診は4カ月児から始まっておりますので、このような継続した支援を行っているところでございます。

以上です。

○議長（後藤 健） 再々質問ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） 次に、2番の項目について質問を許します。

○5番（挽野利恵） 次の質問は、不良な生活環境、いわゆるごみ屋敷の対策についてであります。

しばしばテレビに取り上げられ、その存在が認知されている「ごみ屋敷」ですが、その状態については明確な定義はありません。一般的には、家の内外にごみが積み上げられ、生活する空間がほとんどない状態の住居を「ごみ屋敷」と呼ぶことが多いようです。その「ごみ屋敷」の住人は、人間が生活するには適さない状態で暮らしており、中には寝食ができないほど物が積み上げられ、本市においては車で寝泊まりしている方もおられるそうです。「ごみ」の中で生活することは、健康面における被害が大きく、直接的には、ぜん息やアレルギー、食中毒、害虫・害獣などによる感染症などがあります。また、間接的には、うつ病などの精神疾患の悪化や、「ごみ」の倒壊などによるけがなども考えられるということでもあります。

「ごみ屋敷」はその景観もさることながら、汚水が腐ったり、かびが発生すると、大

量の害虫や悪臭が発生しますので、害虫や害獣による近隣住民への健康被害も懸念されます。また、「ごみ」に埋もれたコンセント周りにほこりがたまり、タップの上に物が乗って加熱化するなど、「ごみ」が原因で火災になる可能性もあります。さらには、住居にはごみが散乱しているため、一度火災が起こると大火災になったり、ごみが多いため避難経路が確保できず、最悪、死亡事故になってしまう恐れもあります。

このように「ごみ屋敷」は、本人だけでなく、周りの住民にも大きな危険を及ぼす可能性をはらんでいます。

ところで、「ごみ屋敷」を作ってしまう背景には、生活の怠惰ではなく、病的な嗜癖<sup>しへき</sup>によって、物を収集してしまうというケース、認知症や知的障がい、セルフネグレクト等の精神疾患など、様々な問題があると聞いております。

そこで一つ目の質問ですが、本市における「ごみ屋敷」と認識される住居はどの程度あり、また、そこに住む方の生活の実態について把握しているものか。支援している事例があれば、どのように行っているかお伺いいたします。

平成29年、環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課が行った「ごみ屋敷」に関する調査によると、「ごみ屋敷」に関する条例を制定している自治体は、82市区町村あり、条例の制定により、「ごみ屋敷」周辺の住民の安心につながり、その住民に対しても必要な支援を届けることができるようになっております。

県内においては、秋田市が平成29年4月1日から、秋田市住宅等の適切な管理による生活環境の保全に関する条例を施行しております。

「ごみ屋敷」問題は、衛生・環境、防災・防犯上だけでなく、その地域に暮らす住民にも様々な影響を及ぼしており、私は、全ての市民が健康で安心して生活できるよう、行政が主導して制度を整えるべきだと考えます。

そこで二つ目の質問ですが、本市において「ごみ屋敷」に関する条例を制定できないものか。この問題に対する基本的な考えも含め、お伺いいたします。

○議長（後藤 健） 2番の項目に対する答弁を求めます。老松市長。

○市長（老松博行） 挽野利恵議員の二つ目の発言通告であります不良な生活環境の改善に関する質問につきましては、市民部長に答弁させますので、よろしくお伺いいたします。

○議長（後藤 健） 和田市民部長。

○市民部長（和田義基） 質問の不良な生活環境の改善についてお答え申し上げます。

はじめに、本市におけるいわゆる「ごみ屋敷」の把握につきましては、「ごみ屋敷」に関して明確な定義がないため、市全体でどの程度の数があるか、また、居住者の生活状況につきましても詳細な状況は把握しておりません。

なお、周辺住民等から住宅の敷地などにごみが堆積していることによる衛生上の苦情や相談を受けている事案は、現在2件あります。

相談を受けた際の支援につきましては、本人が「ごみ」と認めない限り、私有財産として扱われることから行政の介入が難しく、過去に一部撤去を職員と周辺住民で行ったケースはあるものの、多くは居住者に苦情内容を伝え、状況改善をお願いするにとどまっております。

次に、「ごみ屋敷」に関する条例の制定につきましては、議員ご指摘のとおり、ごみ屋敷が生じてしまう原因には病気や障がいなど様々な問題があることから、解決を図るためには、ごみの撤去はもとより、その背後にある様々な問題に応じた福祉的な視点が重要であります。

今後は、廃棄物・保健・福祉担当並びに地域住民等が連携して原因の分析を行い、それぞれのケースに応じた多様な支援につなげていきたいと考えております。

ごみ屋敷の問題を総合的に捉え、他自治体の事例などを参考に、条例制定も含めた効果的な施策について調査・研究してまいります。

以上です。

○議長（後藤 健） 再質問ありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） はい、5番。

○5番（挽野利恵） 前向きなご答弁ありがとうございます。やはり近隣住民からの声が上がって初めて認識できたりということが多いのだなというふうに感じました。

先程答弁の中にもありましたとおり、ごみ屋敷というのは、ただごみが山積してるだけでなく、そこに住む方の心の問題というのも結構大きいようでございます。ごみ屋敷に住んでる方というのは、孤独な方が多いようで、それが孤独死に発展っていうんですか、孤独死を生んでしまうというケースもしばしば報告されてるようであります。で、なかなかそういう方というのは、他人との関わりをもちたくない方が多いのですが、やはり何にお困りなのか、どういう問題を解決してあげれば、そういう生活環境の改善ができるのか、そこに踏み込めるやはり何か指標みたいなものがあることによって、つな

がっていけるのかなというふうに思いました。

先程答弁の中でありました2件のごみ屋敷、これどのような状況の方だったのか教えていただけますか。

○議長（後藤 健） 再質問に対する答弁を求めます。和田市民部長。

○市民部長（和田義基） 2件の現在把握している事案につきましてですけれども、1件は大曲地域なんですけれども、ごみの収集を仕事としているという方の方ですけれども、家の周りにそういった集めてきた物を堆積させて、一部道路まで出ているような状態を確認したので、そういったところは注意して撤去していただいております。ただ、本人は、その堆積物は自分の財産だよというような、そういう言い方ですので、いろいろ今後指導等していかなければいけないのかなと思います。もう1件が中仙地域でありまして、やはり古物商というような仕事をなさっている方で、同じようにごみ、集めてきたごみ、集まったごみを、この方はちょっと外の部分にもこう堆積させているようなことでありまして、その2件が現在、そういったものにつきましては、現在行えるのはその撤去をお願いする、そういったことでもありますので、そういった対応をしているところであります。

以上です。

○議長（後藤 健） 再々質問ありませんか。

（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） はい、5番。

○5番（挽野利恵） 生々しい現実を教えてくださいありがとうございます。

ごみ屋敷、よくごみ、財産だっておっしゃって、いや、ちょっとそれは財産だか、普通の感覚ではちょっと計り知れない価値観のお持ちの方も多と思います。

先程の話の中で、古物商、ごみ収集、道路に出たというケースをお聞きしましたが、この道路に出たものというのは、明らかに道路交通法の範囲になるんですか、その辺で対応していただけたらと思うんですけれども、これをもっと強力、強力にといいですか、もっともっと目を光らせて、その外側の外観から分からない、その方の生活に踏み込む何かこう手立てなど今後考えていただけないものか、お伺いいたします。

○議長（後藤 健） 再々質問に対する答弁を求めます。和田市民部長。

○市民部長（和田義基） 挽野議員の再々質問にお答え申し上げます。

まず、対応、一番、何だろう、必要な対応は、実態をまず把握することだろうと思

ます。そういった意味で、いろいろ、ほかの部門、例えば民生委員だとか自治会だとか、そういったところからの情報を提供いただくこともひとつあるのかなと考えております。

それから、先程ご質問にもありましたけれども、条例制定をすれば、ある程度それに基づいた指導等ができるのではないかと考えておりますので、そういったことも含めて検討していく必要があるんじゃないかと考えております。

○議長（後藤 健） これにて5番挽野利恵さんの質問を終わります。

【5番 挽野利恵議員 降壇】

○議長（後藤 健） 次に、3番佐藤文子さん。

（「はい、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） 3番。

【3番 佐藤文子議員 登壇】

○議長（後藤 健） はじめに、1番の項目について質問を許します。

○3番（佐藤文子） 日本共産党の佐藤文子です。質問通告に基づいて、質問させていただきます。

はじめに、脱炭素社会についてお尋ねいたします。

一つ目は、政府の「2050年ゼロカーボン」目指す対策への所見についてお伺いいたします。

世界で気候危機と呼ぶべき非常事態が起こっております。異常な豪雨、台風、猛暑、森林火災、干ばつ、海面上昇などが大問題となっております。

国連IPCC気候変動に関する政府間パネルが発表した2018年の「1.5度特別報告」や、2021年8月の「人間の影響が温暖化させてきたのは、もはや疑う余地はない」とする報告は、今後10年足らずの間に、全世界のCO<sub>2</sub>排出を半分近くまで削減できるかどうか人類の未来がかかっているという切迫感を持って、世界各国の脱炭素の取り組みを加速させております。

日本共産党は、2020年の第28回党大会で綱領を一部改定し、早期に温室効果ガス排出量実質ゼロの実現や、再生可能エネルギーへの抜本的転換を明記し、昨年9月1日には「気候危機を打開する日本共産党の2030戦略」を発表しました。その中で、省エネと再エネで2030年度までにCO<sub>2</sub>排出を50から60パーセント削減することを提案しているものです。

政府は昨年4月に、「2050年カーボンゼロ」を掲げましたが、中身は、世界水準

から大きく立ち遅れたものと言わざるを得ません。

第1に、2030年までのCO<sub>2</sub>削減目標が低すぎるということです。

2013年度比で46パーセント削減するとしておりますけれども、2010年度比では42パーセントと、国連の示した45パーセントよりも低くなっております。世界の先進国は、2030年まで、EUは1990年比で55パーセント減、イギリスは1990年比で68パーセント以上の減、バイデン政権の下、パリ協定に復帰したアメリカは2005年比で50から52パーセントの減など、最低でも50パーセント以上、60パーセントの削減目標を掲げております。

先進国は、産業革命以来、CO<sub>2</sub>を長期に排出してきた大きな責任があります。また、高い技術力と経済力を持っております。日本は世界平均以上の目標でCO<sub>2</sub>削減を進める責任があるのではないのでしょうか。

第2には、依然として石炭火力に固執し、新增設と輸出を進めていることです。

第6次エネルギー基本計画では、2030年度の発電量に占める割合を19パーセント程度にするとしたのみで、石炭火力から撤退は表明しておりません。それどころか、国内で9件の大規模な石炭火力の建設や、インドネシア、バングラディシュ、ベトナムへの石炭火力輸出を推進しております。これでは、30年、50年先までCO<sub>2</sub>を大量に排出し続けることとなります。

イギリスは2024年に、フランスは2022年に、イタリアは2025年、ドイツは2038年、カナダは2030年になど、多くの国が石炭火力からの撤退を表明し、アメリカは2035年までに電力部門のCO<sub>2</sub>排出実質ゼロを表明しているのであります。

第3には、脱酸素を口実に原発頼みのエネルギー政策を加速させようとしていることでもあります。

エネルギー基本計画では、2030年度に原発で発電量の20パーセント程度を賄うとしております。現在の原発発電量は全体の6パーセント程度であります。老朽炉を含む27基程度の原発を再稼働しようとしているものであります。

福島原発事故の経験は、原発と人類が共存できないことを明らかにしました。また、事故が起きなくても、使用済み核燃料が増え続け、数万年先まで環境を脅かし続ける。最悪の環境破壊を引き起こす原発を、環境のためといって推進することは無責任極まりないものだと考えます。

第4には、実用化のめども立っていない「新技術」を前提にしているということです。

政府は、石炭火力で排出されるCO<sub>2</sub>を回収し、地下に貯留する技術や、火力の燃料にアンモニアを混ぜたり、アンモニア単独で燃やす技術や水素の利用技術などを開発して、CO<sub>2</sub>の排出を減らそうとしております。しかし、これらはどれも実現するかどうか定かではないものばかりで、2030年というわずか七、八年後までの期間では、非現実的なものであります。

2030年度までに緊急にCO<sub>2</sub>の大幅な削減が求められている状況では、既存の技術や実用化のめどが立っている技術を積極的に普及導入することで、直ちに削減に踏み出すことが必要であります。

脱炭素社会に向けて、多くの環境団体、シンクタンクが、2030年まで目標と計画を示しております。その中で、目標については、共通してエネルギー消費を20パーセントから40パーセント減らし、再生可能エネルギーで電力を40パーセントから50パーセントを賄えば、CO<sub>2</sub>を50から60パーセント削減できるとしております。

また、政府の試算でも、日本の再生可能エネルギーの潜在量は、現在の国内の発電需要の5倍もあるとされておりますことから、再生可能エネルギーによる電力を2030年度までに現在の2.5倍の50パーセントに、2050年までには100パーセントにすることは可能だと考えております。

さらに、発電コストの面では、今では太陽光発電が最も安く、火力がその次で、石炭火力は太陽光の3倍、原発は4倍も掛かるとされております。

こうしたことから、火力発電や原発にしがみつ়くことはやめて、再生可能エネルギーへの大転換をすることこそ、実効あるCO<sub>2</sub>排出削減の道だと考えます。

そこで伺います。

政府の「2050年ゼロカーボン」を目指す地球温暖化対策は、CO<sub>2</sub>削減目標も低く、依然として火力発電や原発に固執しており、世界のCO<sub>2</sub>削減の取り組みの水準から大きく立ち遅れたものと考えておりますが、市長の所見を伺います。

次に、再生可能エネルギー導入に当たっての基本的な考え方についてお尋ねいたします。

市は、議員説明会で示されたように、大仙市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定に向け、定例会最終日にはゼロカーボンシティ宣言を行うとしております。それに続き、令和4年度では地域再生エネルギー導入目標策定事業、令和5年度には実行計画

作成とのことであります。是非積極的な目標を持って取り組んでいただきたいものであります。

脱炭素、省エネ、再エネを大規模に進めるためには、電力産業や運輸、都市、住宅など社会のあらゆる分野での改革が必要であります。特に、日本のCO<sub>2</sub>排出量は、電力分野で39パーセント、工場など産業界で25パーセントで、全体の6割を占めているものであります。中でも電力分野での改革は、CO<sub>2</sub>排出量大幅削減する上では重要であり、再生可能エネルギー導入が大変急がれております。

今回は、再生可能エネルギー導入に当たっての基本的な考え方について、私どものいくつか見解を述べてみたいと思います。

一つは、再生エネルギー電力の優先利用原則の確立についてであります。

政府も「再生可能エネルギーの主力化」と言っております。発電量が過剰になると、まず太陽光や風力発電が電力系統から外されて、原発や石炭火力での発電が優先になっているというのが現状のようであります。EUでは、再生可能エネルギー電力の優先接続が義務化されておりますが、日本でも優先利用を義務化する必要があると考えます。

二つには、再生可能エネルギー導入の最大の障害となっているのが乱開発でありますけれども、障害となっているその一つに乱開発、これをなくすための規制を強化することが必要だと考えます。

メガソーラーや大型風力発電のための乱開発が森林破壊や土砂崩れ、住環境の悪化や健康被害の危険を広げていることが、再生可能エネルギーの導入の障害になっているようであります。その解決には、二つの方向が求められております。

一つは、環境を守る規制を強化して乱開発をなくすことであります。森林法などの現行法では、森林を伐採してメガソーラー発電所をつくる事態を想定していないものですから、法改正やアセスメントの改善が必要になると思います。

二つ目には、新たな開発ではなくて、既存の施設や建物、未利用地などの活用を推進することあります。

そして三つ目には、再エネルギーは、地域のエネルギー等の観点で地域と住民に依拠した開発をし、活用を進めることだと思えます。地域のエネルギーであり、資源である再生可能エネルギーは、地域の産業として開発し、地域の雇用や需要の創出につなげることに思えます。

以上、この3点を述べましたが、これらへの所見をお伺いし、一つ目の質問を終わり

ます。

○議長（後藤 健） 1 番の項目に対する答弁を求めます。老松市長。

【老松市長 登壇】

○市長（老松博行） 佐藤文子議員の質問にお答え申し上げます。

はじめに、政府における地球温暖化対策の取り組みについてであります。気候変動問題に関する国際的な枠組みである「パリ協定」の採択により、「2050年カーボンニュートラル」は世界共通の目標となっております。

政府においては、2030年における中間目標を設定しておりますが、「地域脱炭素ロードマップ」により、今後5年間で重点政策を実行し、脱炭素先行地域を全国につくり、2050年を待たずして脱炭素を達成させることとしており、今後の取り組み次第で早期達成を目指していくとしております。

また、政府が定めるエネルギー基本計画においては、今後、再生可能エネルギーの電源構成割合を増やし、石油や石炭といった化石燃料の割合をできる限り引き下げる方針であります。

市におきましては、政府の示した目標に向かって取り組む決意を示すため、「ゼロカーボンシティ宣言」を表明することとしており、その取り組みの二つのアプローチとして「エネルギー使用量の削減」と「再生可能エネルギーの最大限の導入」を掲げております。

今後も二酸化炭素排出量の抑制につながる取り組みを着実に進めていくとともに、脱炭素社会の実現に向けて再生可能エネルギーの拡充を推進してまいります。

次に、再生可能エネルギー導入に当たっての基本的な考え方につきましては、最大限の導入に向けて、来年度、調査事業を実施し、導入目標を設定することとしております。

この調査におきましては、主に市有地の適地調査を行い、未利用の既存施設や土地の活用を推進していくほか、再生可能エネルギー事業に対する地域住民の合意形成を円滑化するための会議等を開催し、状況によっては、促進区域の設定や乱開発の規制等についても検討したいと考えております。

また、再生可能エネルギーの地域利用につきましては、公共施設等での自家消費利用や、民間企業等での使用電力を100パーセント再生可能エネルギーとする取り組みであります。RE100の促進のほか、多様な地域資源を活用した地産地消型のエネルギー事業の創出を支援していきたいと考えております。

【老松市長 降壇】

○議長（後藤 健） 再質問はありませんか。

（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） はい、3番。

○3番（佐藤文子） 市長からは、省エネと再エネに向けた具体的な取り組みの方向までも示され、大変ありがとうございます。

地球温暖化による気候危機というふうなのは、もう待ってくれない状況であります。是非2050年、まあ我々がこの世にいるかどうか分からないような二十七、八年後までにこの目標を達成するということが、少しのんびりしすぎてんじゃないかというふうにこう思っておりますけれども、この数年来にも是非、今ある技術でもってCO<sub>2</sub>削減策を講じていただきたいものだと思います。

市長もおっしゃいましたけれども、学校や公共施設、新しい公共施設もはじめ、住宅や事業所、新たな進出企業などでも、早期に省エネ、再エネ化への取り組みというふうなものへの働き掛け、こういうふうなことを是非やっていただきたいものだと思います。何よりも、そういう住民もはじめ、事業所等とのコンセンサス、まあ合意形成が大事でありますので、まず是非その意思を強く持って取り組んでいただきたいものだと思います。

また、省エネ、再エネの取り組みというのは、行政が率先して進めなければならないものでありますけれども、今言ったように住民や事業所等の合意、協力がなければ到底進まないものだというふうに思います。目標策定、これは再生エネルギー導入に向けた目標策定というふうなことのようでありますけれども、脱炭素というふうなことに向けては、もっと幅広く、これは各分野の業者、事業所、それから住民代表なども入れたその協議会というふうなものも設定して、この広範囲な、この市民全体の合意形成というふうなものに向けての協議会というような設置も、いずれ必要なのではないかと。現場で、再エネ化に向けた様々な障害、いろいろ、事情、そういったものを幅広く市民の皆さんからお聞きしながら、で、合意形成を図りながら進めるというふうなことで、一部事務組合なども含めましてね、住民代表なども入れた、そうした脱炭素化に向けた協議会の設置というふうなものもいずれ必要になってくるのではないかとこのように感じているところでありますので、この点についてご答弁をお願いします。

○議長（後藤 健） 再質問に対する答弁を求めます。老松市長。

○市長（老松博行） 佐藤文子議員の再質問にお答え申し上げます。

議員からご指摘ありましたように、有識者、事業者、市民の皆さんから幅広く意見を踏まえながら、意見をお聞きしながら、今取り組もうとしているこの地域再生可能エネルギーの導入目標の設定、それから地球温暖化対策の実行計画の区域施策編、事務事業編はもうできておまして、市が、市として取り組むべきことは決まっておるわけですが、この市民の皆さん、事業者の皆さんを巻き込んだ大きなこうした取り組みについては、しっかりと関係者の皆さんのご意見を聞きながらですね、そして何より実効性のあるものにしていかないといけないというふうに強く思っているところであります。そのための決意宣言でありますゼロカーボンシティ宣言もさせていただきますので、しっかりと取り組んでまいりたいと思います。

○議長（後藤 健） 再々質問よろしいですか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） 次に、2番の項目について質問を許します。

○3番（佐藤文子） 二つ目に、農業問題についてお伺いいたします。

市内・県内における農林水産物の輸出農家の現状と輸出拡大の展望ということで、ほとんど大仙市内では関係ないような質問をするようでありますけれども、政府が非常に力を入れてる分野でもありますので、この際、お尋ねしたいと思います。

2022年度の政府農林漁業予算は、2年連続の3兆円を超える大規模予算といわれております。しかし、その中身は、米価暴落など生産現場が直面する危機を打開する内容とはなっておりません。

「農林水産業・地域の活力創造プラン」に掲げられた改革の実行を目指すものでありますが、一つは輸出拡大、二つ目には、みどりの食料システム戦略の推進、三つ目にはスマート農業推進に予算の重点配分がされているようであります。

特に、輸出拡大とスマート農業の推進は、将来的な農業者の減少を前提としているものであり、さらなる農地の集積・集約化を目指しているようであります。今、136万人の基幹的農業従事者は、10年後には4割減少の76万人に、20年後には7割減少の42万人まで落ち込むというふうな、こうした減少することを前提にして現状の生産力を維持するには、農地を集約し、生産性を高め、人口減少による国内市場の縮小に輸出拡大で対応すべきとしているのであります。

岸田首相は施政方針演説で、「去年の農林水産品輸出額は1兆円を突破、次の目標で

ある2025年2兆円突破に向けて輸出促進を行う体制を整備します」と述べておりますが、37パーセントまで落ち込んだ国内自給率をどう引き上げるのか。45パーセントの目標をどう達成するかについては、一言も触れなかったのであります。

コロナ禍のもとで、19カ国が食料の輸出規制を実施する中、自給率を高め、安定的な食料供給を図る責任が政府に問われていると思いますが、逆に政府は、昨年の通常国会で、地域的な包括経済連携協定（RCEP）の承認を図り、一層の自由貿易を推進しているのであります。RCEPは、世界のGDPの約3割を占める大型協定で、日本の貿易額の46パーセントを占める地域がカバーされるとのことであります。これについて、政府は「特段の影響は生じない」としており、影響額試算も全くしないまま、予算上もこの影響に対する対策をとっていないのであります。

しかし、このRCEPに基づいて、中国からは輸入実績のある冷凍野菜調整品や乾燥野菜などが、これまでの関税率9パーセントがゼロとなってどんどん入ってくるようになります。

RCEPは、日本共産党は反対する中で、賛成多数で可決されましたが、将来的には国内生産への影響は避けられず、輸入依存体質を一層深めるものになると考えられます。

さて、政府の輸出関連予算は、21年度補正予算と合わせ541億円で、昨年度から46億円の上積みを図ってきております。政府は、岸田首相が述べたように輸出額1兆円を超えて、輸出関連に多額の税金を投じておりますけれども、輸出額の4割は調味料などの加工品を占め、その原料は海外からの輸入で、農家の所得増や国内産農業には全く結び付いていないというのが実態のようであります。

政府は、重点品目別の輸出促進団体、生産から輸出まで事業者を束ねた団体のようなのですが、これを認定して支援し、オールジャパンでの強化をするとうたっております。こうした品目団体の組織化や輸出手続きの円滑化、輸出拡大に必要な設備投資を図るため、通常国会では輸出促進法改正案の提出も予定されているとのことであります。

そこで伺います。

大仙市、そして秋田県内では、農林水産物を輸出している農家、団体はどれだけいるものなのか。品目別にお分かりならお示しいただくとともに、当市における農産品の輸出拡大というふうなものには展望があるのかどうか。これに対しての所見を伺います。

二つ目には、農地集積と担い手について伺います。

政府は、これまで認定農業者や集落営農などを担い手として位置付け、農地利用の8

割を集積する目標を掲げてきております。しかし、こうした担い手だけでは集積にも限界があるとして、今後は、継続的に農地を利用する中小家族経営も農地集積の対象にし、「人・農地プラン」に位置付けようとしております。また、新規就農者支援事業の見直しを行って、総合支援事業として担い手の確保、経営強化支援事業が大型補正予算で行われました。

このように、人・農地プランや新規就農者支援事業の見直しを行っておりますけれども、定着するには、何よりも生産を継続できる所得の保証が必要だと思います。米価暴落や輸入拡大といった問題を放置したままでは、入り口を手厚くしても定着は難しく、抜本的な施策の転換が必要だと思います。

大仙市の担い手への農地集積推進事業は、機構が借り受ける面積というふうなものは、県内トップクラスの実績を挙げているとのことで、農地集積が進み、2018年度では集積率66.5パーセントとなっており、その面積は1万3,229ヘクタールとなっております。

これらの集積農地について、中間管理機構を介して受け手となる農家、法人等団体の状況は、ちょっと分からない部分が多いですので、この機会にお聞きしたいと思います。

まず一つは、集積農地の受け手となっている農家は、個人、団体、それぞれ何人いらっしゃるのか。また、1人当たりの耕作面積はどれほどなのか、お知らせいただきたいと思います。

二つ目には、集積農地は全て有効利用されているものなのかどうか、お尋ねいたします。

三つ目には、認定農家の皆さんの中には、条件不利農地を担っていらっしゃる方もいらっしゃいます。こういう方々への経営体支援事業、条件不利農地を担う経営体支援事業の補助、事業の補助も県を通じて行われているようですが、その補助基準というものを教えていただきたいと思います。

以上、質問を終わります。

○議長（後藤 健） 2番の項目に対する答弁を求めます。老松市長。

○市長（老松博行） 佐藤文子議員の二つ目の発言通告であります農業問題に関する質問につきましては、農林部長に答弁させますので、よろしく願いいたします。

○議長（後藤 健） 渡辺農林部長。

○農林部長（渡辺重美） 質問の農業問題についてお答え申し上げます。

はじめに、農林水産物の輸出の現状と拡大の展望につきましては、秋田県における農林水産物及び加工食品の令和2年度の輸出額は2億9,000万円となっております。輸出数量といたしましては米が最も多く1,223.5トン、ついで、リンゴ、秋田牛、桃となっております。

また、輸出に取り組む事業者といたしましては、米が27者となっております。このうち、大仙市内ではJA秋田おぼこを含む4事業者で県内の4割を超える512.2トンを取り扱っております。

農林水産物の輸出は、本市農業の持続的発展に向け有効な手段であると考えてございますが、輸出先、あるいは価格を含めまして多くの課題があると認識しております。

市といたしましては、輸出拡大に当たっては、国や県、JA秋田おぼこ等関係機関と連携しながら、農業者の所得向上を念頭に進めてまいります。

次に、農地集積と担い手の問題についてであります。農地の受け手となる市内の認定農業者数は、令和4年1月末現在、個人1,349人、法人が126法人であり、1経営体当たりの平均経営面積は、令和2年度末となります。個人が6.9ヘクタール、法人が32.5ヘクタールとなっております。

また、農地中間管理機構を活用して担い手に集積された農地は、10年以上の借受期間とすることが基本となっており、平成26年度の本制度開始以降、それぞれの営農計画に基づいて有効に活用されております。

県事業の条件不利農地を担う経営体支援事業は、安定した水源がない、ほ場が未整理で不整形、30アール未満の小区画、農道や用排水路の不備など、耕作条件の悪い農地を農地中間管理機構を通じて借り受ける際、担い手に対して支援するものであります。

支援内容としては、耕作1年目は10アール当たり1万円を上限とし、2年目は1年目の交付額の半額を支援するもので、今年度は15経営体の約12.5ヘクタールが交付対象となっております。

市といたしましては、地域農業の持続的発展に向け、これら事業を活用した担い手への農地集積と併せ、作業の効率化に向けた農地集約化への取り組みを、県や関係機関と連携しながら推進してまいります。

以上でございます。

○議長（後藤 健） 再質問ありませんか。

（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） はい、3番。

○3番（佐藤文子） 集積農地の担い手の耕作面積、これは法人が耕作している面積が非常に大きいわけですが、これ、かなり負担が大きくなっているというふうに私はこう思うわけですが、その辺の認識について、まずお聞かせ願いたいと思います。

これは、2018年に認定農家の1人当たりの集積農地換算割しまして、1人当たり9ヘクタールというふうな、こちらの勝手な計算で割り出したわけですが、この純然たる、これが今、先程の答弁にあった6ヘクタールなのかどうか。そうしますと、この集積された農地の耕作面積1人当たりは減っているという捉え方になるのかどうか。その辺の確認もひとつお願いします。

そして、今後、いずれ高齢化も進み、この集積というふうなものを今後8割に上げようというふうに目標を立てているわけで、現在のところ66.5パーセントというふうな状況なんです。これが今のこの受け手の皆さんにおかれた負担、心身や経済的な負担というふうなものから見て、今後、この8割への集積というふうなもの、政府の目指すところの集積目標というふうなものがあるのか。狙いどおりに、目標どおりにいくものなのかどうか。その辺の認識をお尋ねします。

さて、もう一つは、農家の後継者、これを少しでもやっぱり多くつくっていかねばならないというのは、最大の課題でもありますけれども、様々な支援事業があっても、やっぱり米価の価格が年々落ち込んでいくというような状況、この中では、新しく新規に就農しようと思う方々、そしてまた集積に挑もうと、どんどん受け入れようというふうな方々は、絶対出てこないというふうに私は考えます。そういう意味では、米価の価格補償、所得補償というふうな観点は、絶対に、ここが一番対策として打っていかねばいけないと思います。

農業が一大産業であるこの大仙市にとっては、農業振興と後継者育成というふうなものは、こうした価格補償、独自の価格補償というふうなもの、産直、また利用の向上に向けた対策というふうなものを、独自の施策として取っていく考えはないものかどうかお聞きします。

それから、3点目ですが、その条件不利農地を担う経営支援事業というふうなものは、県からの補助金かと思いますが、1反歩当たりのあれが随分お安いようでもありますけれども、是非この、これに市として、条件不利でも農地を担い手の皆さんにしっかりと支援する意味からも、この補助に大仙市としての独自の補助を上乗せして

支援金を増やすというふうなことは考えられないかどうか。

この3点についてお聞きします。

○議長（後藤 健） 再質問に対する答弁を求めます。渡辺農林部長。

○農林部長（渡辺重美） 佐藤文子議員の再質問にお答え申し上げます。

ご質問3点ということでございましたけれども、まずはじめに、確かに集積が法人を中心として規模拡大が図られてあると。ただし、その受け手となる法人さんが、今では、もうこれ以上は集積はなかなか難しいよということであったかと思えます。

大仙市では、この集積の目標という、基本構想というもので、こちらの農業経営基盤強化法という下で策定されてあるものなんですけれども、80パーセントと、確かに設定してございます。これは秋田県では90パーセントという設定率ということになるんですけれども、以前から、やはり法人さんでも、今の経営規模以上は、そもそも装備自体も変えていかなければならないというような実態もありまして、やはりかなり厳しいというものは私どもも認識してまいりました。

ただそこで、やはり今の農業機械であるとか、そういった性能も上がってきてございます。大規模の面積をこなせるトラクター、コンバイン、そういったものの支援ということで、さらなる農地の出し手を受ける受け手をつくっていかなければならないということで、その辺の国、県の事業、あるいは、そこから対象外となる部分は、できる限り市の事業を絡めながら、今も推進しているところでございます。

また、今の担い手、あるいはその辺の農地の受け手という部分が高齢化、あるいは限界に来てあると。そこにやはり国では、そこにスマート農業を導入していくということなんですけれども、確かにそのスマート農業は営農手段としては非常に有効であろうと思ってございますので、その辺の営農の形というものを、新たなものを入れながら、もっと可能性を広げていきたいというふうには思っております。

また、ちょっとまとめて今申し上げたような次第で大変恐縮なんですけれども、また、米価の補償がなければというお話もございました。こちらについては、確かに今、米価、昨年、国では20万トンを寄せたと言いながらも、やがてこれは市場に流通してくると。で、今、さらに年明け以降、やっぱりコロナが、ウイルスが急拡大したと。その前であれば、比較的需給がいくらか上向きの兆しもあったんですけれども、今日の農業新聞見ましても、依然として緩和傾向にあると。緩和傾向であるのは、結局は米の需給、需要が伸びてこないと。伴って、価格の形成にも影響してくるということだと思います。

今、令和4年産の水稻の生産の目安というものを、昨年度末に、あ、昨年末12月に生産の目安ということで、市の農業再生協議会で決めまして、今、農家さんの方では、今年の営農計画という部分で取り組んでいただいております。

若干、生産の目安も、さらなる今、減反が増えるという状態になっておりますけれども、そこは皆様前向きに、その目安をベースとした取り組みということでご検討いただいておりますので、まずは今年、昨年のような大きな米価下落につながらないように、何とか農家さん含めて一緒にこれからの営農計画をまとめてまいりたいと思っております。

独自の支援ということでもありますけれども、まずは収入保険、また、セーフティネットとしてのナラシ対策という国の制度、こちらの加入促進という方向性で進めてまいりたいと思います。

また、条件不利地域、金額的にはちょっと少ないよというお話でございますけれども、こちらについては、独自の施策というお話でございますけれども、ほかに中山間地域の農地の直接支払交付金、あるいは多面的機能支払交付金というような国の制度がございますので、こちらとうまく連携しながら、まずは、あんまり農家さんの負担感なく、地域でこの農地を守っていくという体制を助長できればなと思っております。

大変、全部答えきれないところあったかと思っておりますけれども、どうかよろしく願いいたします。

○議長（後藤 健） 再々質問ありませんか。

（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） はい、3番。

○3番（佐藤文子） 答弁の中にありました、まず来年度というか、4年度産米の米価については、どうも昨年と同じような状況になるというふうに今からこう言われております。コロナ禍でもありましたけれども、昨年はしっかりと資金繰り、あるいは10アール当たり3千円というようなものを補填しながらやってきたわけですので、是非そうした事態が、今年度の米の米価に対する補填というふうなものもいずれ念頭に入れながら、是非農家の暮らし、経営を守っていただきたいというふうなことを申し上げて質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（後藤 健） これにて3番佐藤文子さんの質問を終わります。

【3番 佐藤文子議員 降壇】

○議長（後藤 健） 一般質問の途中でありますが、この際、暫時休憩いたします。午前  
11時25分に再開いたします。

午前11時13分 休 憩

午前11時24分 再 開

○議長（後藤 健） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。次に、14番本間輝男君。

（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） はい、14番。

【14番 本間輝男議員 登壇】

○議長（後藤 健） はじめに、1番の項目について質問を許します。

○14番（本間輝男） お疲れのところ恐縮ですが、最後の質問となります。一般質問と  
関連するため、予算質疑と交えて質問いたします。

合併特例債の捉え方と公共施設適正管理について伺います。

未曾有の新型コロナ感染拡大により、社会・経済、環境等に重大な影響を与え、地域  
社会に閉塞感が増大する状況にあります。早期収束に向け、懸命なる対策を市民の皆様  
と共に講じておられる市当局に深く感謝の意を表します。

こうした中、昨年の市長選による骨格予算編成から、国等のコロナ対策を加味した令  
和4年度大仙市当初予算432億120万円が提示されました。編成当初より、14億  
円余りの財源不足が懸念され、経費の削減、事業の見直し等を図り、市民のための予算  
を基本とし、所得制限を設けない2歳児保育料の無償化の実施を盛り込んだ子育て支援  
のさらなる強化、拡大予算は、時代に即応した施策となり、子育て世帯の負担軽減策を  
評価いたします。

さて、今般の予算編成を良としながらも、次の3点について質問いたします。

歳入の40.6パーセントを示す地方交付税は、令和3年度分を加味した財源部分と  
併せ、コロナ感染対策を含め、前年対比6億9,000万円余り増額計上され、交付税  
の不足分を補う性質の臨時財政対策債の発行が、前年比67パーセント減の4億  
3,400万円余りに減少するとしております。

国では、コロナ禍を受けた経済対策として、国民1人当たり10万円の「特別定額給  
付金」、中小企業に最大200万円を支給する「持続化給付金」等の措置政策により、

国の負債が資産を上回る「債務超過」の額は、2020年度末655兆2,000億円となり、前年度より63兆4,000億円増えて過去最大を更新しております。財務内容が悪化していることがあります。併せて、国と地方の長期債務残高は、21年度末には1,212兆円に達する見通しであるといわれております。

こうした国の財政悪化に伴う流れが要因と推定されますが、コロナ感染の収束が見込めない状況下で難しい判断とは思いますが、国・県等の財政状況を的確に把握することは重要であります。

さて、当市では、合併に伴う市建設計画事業経費及び地方単独事業、補助事業分の負担等が充当可能な合併特例債を活用・発行し、財源の確保、財政の健全化に向けて努力してきております。

この合併特例債は、事業費の95パーセントを起債充当対象とし、70パーセントを後年度交付税に算入するという財源として、交付税に依存する大仙市にとって有利な財源としてきた経緯があります。

令和4年度当初全会計予算で市債を普通会計29億1,400万円、特別・企業会計、計13億8,000万円、合わせて42億9,400万円を予定し、令和4年度全会計で元金償還額83億8,000万円余りの51.2パーセントの市債発行と提示されております。

質問の第1点は、この市債発行額は当初のものと判断し、事業の展開により増額されていく性質のものと理解し、令和4年度末における発行額の予想額をどのように推定し懸命な抑止に努められるのか、お伺いいたします。

また、この市債のうち、合併特例債発行部分は31パーセント程度の13億3,000万円程と推定されておりますが、確認の意味より答弁を求めます。

第2点は、合併特例法は平成11年に制度が創設され、合併後の円滑なまちづくりの推進に活用されており、令和6年末に終了するとされております。

当市にあつては、必要不可欠な財源確保制度と考えますが、今後の特例債情報をどのようにつかんでおられるのか、お伺いいたします。

併せて、令和4年度春着工、令和5年度完成予定の多目的グラウンド等を含め、この合併特例債で今後応分対応する建設計画事業等、この起債発行可能額は514億円余りのうち、起債額をいくらと想定し、計画されておられるのか、財政当局にお尋ねいたします。

第3点は、財産管理についてお伺いいたします。

この案件は、毎定例議会を通して、遊休資産の売却、貸し付け等の促進を図るとともに、借地の買い上げ、施設の譲渡等を検討すべきと指摘を受けながらも、その進展が形として見えづらい状況にあると認識しております。

2億円積み立ての3月補正を良しとしながらも、令和4年度において、公共施設適正管理基金繰入金2,380万円、土地売却収入ほか4,440万円余りを財源として、峰山荘、峰吉川児童館、旧神岡分署、船岡小体育館のアスベスト調査、解体工事設計業務委託等を予定しているようではありますが、財源の大半を占める土地売却予定地はどこを予定し、その経過状況の確認と、あくまでも努力目標値なのか、予算規模の増大さを勘案し、お尋ねいたします。

○議長（後藤 健） 1番の項目に対する答弁を求めます。老松市長。

○市長（老松博行） 本間輝男議員の質問に対する答弁につきましては、議員から事前にご要望ありましたとおり、全て担当部長に答弁させますので、よろしくお伺いいたします。

○議長（後藤 健） 舛谷総務部長。

○総務部長（舛谷祐幸） 本間輝男議員のご質問にお答え申し上げます。

ご質問の合併特例債の捉え方と公共施設適正管理についてであります。

はじめに、市債の発行につきましては、令和4年度当初予算全会計において、42億9,400万円の発行を計画しておりますが、国の社会資本整備総合交付金の採択事業などの補正予算計上に係る市債発行、それから令和3年度からの繰り越し事業に係る市債発行を予定していることから、現時点の推計でありますけれども、当初予算編成時点に比べ、最終的には約11億円増加するものと見込んでおります。

市債は、公共事業等に係る市民負担の世代間の公平性、それから一般財源の補完による財政運営の平準化など、計画的な財政運営を行うための重要な財源である一方、過度の市債の発行、これについては将来世代が多くの財政負担を背負うことにもつながります。

こうしたことから、将来負担の軽減を図るために、令和2年度から7年度までの第2次総合計画後期実施計画期間内における全会計の市債発行額を元金償還額の70パーセント以内に、また、平成28年から令和7年度までの全計画期間においては75パーセント以内に抑制することを目標としており、現時点では双方とも目標値を達成できる

見込みであります。

なお、このコロナ禍の影響によりまして、工事費が上昇し、それに伴って市債発行額も増額していることから、今後は安価な工法への変更などの見直しを図るほか、償還と借り入れバランス、これを考慮しまして、引き続き財政規律を守った計画的な市債発行に努めてまいります。

次に、合併特例債の今後の動向についてでありますけれども、合併特例債は、合併自治体の一体性の速やかな確立を図ること、それから旧市町村の均衡ある発展に資するために行う公共事業の整備など、新市建設計画に位置付けられた事業を円滑に実施するための財源として発行が可能であります。

当市では、当初、合併後10年間の平成26年度までが合併特例債の発行期限となっております。そうした中、東日本大震災の発生をきっかけに、全国的な建設需要が増大したことを受けまして、被災地自治体は10年間、それから当市など被災地以外の自治体においては5年間、発行期間が延長されております。

その後、熊本地震ですとか豪雨による自然災害、これが相次いだこと、また、東京オリンピックの影響などによりまして資材高騰、それから労働力確保の問題から公共事業の入札不調、これが増大しまして、各地で合併特例債対象事業、これが期間内に完了できない、こういった状況がありました。

こうしたことを踏まえまして、国ではさらに発行期間を5年間延長しまして、現在、当市におけます合併特例債の発行期間、発行期限、これは令和6年度までとなっております。

合併特例債ですけれども、議員ご発言のとおり、ほかの市債に比べまして発行に係る充当率ですとか元利償還金の普通交付税算入率、これが非常に高いわけでありまして、財政運営上、非常に有利な市債でもあります。

一方で、この過度な発行によりまして大きな借金を抱える自治体が増えたこと、それから発行できる自治体と発行できない自治体の不平等、こういった問題も指摘されてきております。

合併特例債につきましては、今後、新たな延長はなく、現行期間をもって適用が終了するものと、現時点では認識をしております。

なお、当市の合併特例債の発行可能額でありますけれども、513億6,460万円となっております。令和4年度当初予算編成時点においては、287億7,830万

円、これを発行する予定であります。発行可能額に対しまして56パーセントの発行割合となっております。

また、後期実施計画に登載されております合併特例債発行予定事業、これを含めますと、現時点におけます最終的な合併特例債の発行額は、約315億円、発行可能額に対しまして、61パーセント程度になるものと予測をしております。

今後は、令和6年度での合併特例債発行終了、これを見据えまして、投資的経費の抑制に務めるほか、個々の事業の進め方を工夫しまして、新たな財源の確保などによります財政の健全化の取り組み、これを一層推進してまいりたいと考えております。

次に、令和4年度の財産管理費につきましては、令和3年度当初予算に比較しまして1,472万円の増の6,813万円、これを計上しております。

増額の主な要因でありますけれども、これまで長期間、解体待ちとなっておりました非木造施設、これについて、今後、解体を進めるためのアスベスト調査ですとか、解体設計業務委託料、これを計上したものが原因となっております。

財産管理費の財源内訳につきましては、主なものとしまして、土地売却収入2,449万円、土地・建物貸し付け収入1,458万円、それから公共施設適正管理基金の繰入金2,375万円などを計上しております。

土地売却収入の売却予定地としましては、現在、保有している売却可能資産の土地26筆、売却予定価格総額9,956万円の中から売却が見込める物件について予算計上をしております。

この土地売却収入に係る予算計上額につきましては、これまで購入予定者との協議を重ねまして、その結果を基に算出した目標売却額でありますので、その達成に向けまして、引き続き売却協議の方を継続してまいります。

以上です。

○議長（後藤 健） 再質問ありませんか。

（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） はい。

○14番（本間輝男） 老松市長に再質問いたします。

合併以来17年が経過し、財産価値の見直し等を含め、後期実施計画の再検討の時期と捉えます。また、少子化に伴う東部地区の学校再編は「待ったなし」の状況にあり、その利活用も相当の困難性が想定され、解体工事費は多額の経費が予想されます。

大仙市の財産活用の在り方は、合併以前よりの使用形態が社会の変化とともに変動し、困難性が増加しております。こうした学校を含めた公共施設とともに、市内の指定管理及び直営の温泉宿泊施設等も老朽化が進み、その経営の在り方も含め、難しい判断が求められます。財源的には、過疎対策事業債（ソフト部門）で、公共施設等の解体経費に充当可能と言われ、実効されていると思っております。

次世代に負の財産を積み残さないためにも、公共施設管理の後期計画の見直し検討と、地区公民館等の施設譲渡の促進を図るとともに、公共施設適正管理基金の積み立て部分のさらなる拡大を要請し、市長の見解を求めます。

○議長（後藤 健） 再質問に対する答弁を求めます。老松市長。

○市長（老松博行） 本間輝男議員の再質問にお答え申し上げます。

公共施設管理の後期計画の見直しにつきましては、議員ご指摘のとおり、次世代に負担を残さない取り組みが必要であるというふうに認識しているところであります。

そのため、今年度から各地区公民館なども含めました集会機能を有する公共施設に重点を置き、計画の見直し作業を行っているところであります。見直しの素案が固まり次第、議会にご説明申し上げまして、ご意見を伺ってまいりたいというふうに考えております。

それから、二つ目の公共施設適正管理基金の関係であります。

令和2年度より解体工事に充当できるよう条例を改正しておりますが、解体工事を進めるに当たり、その建物の規模や構造によりまして経費が大きく異なるため、多くの経費を要する鉄筋コンクリートなどの非木造施設の解体が進んでいない状況にあります。

こうした解体経費に対応するため、今般、約2億円を追加で基金へ積み立てする補正予算を今次定例会に上程させていただいております。今後は、非木造施設の解体についても計画的に進めてまいりたいというふうに考えております。

また、今年度末の特別交付税及び各譲与税・交付金の決定状況を踏まえまして、さらなる基金への積み増しを図り、次世代に負担を残さないよう優先順位をつけながら、基金の有効的な活用に努めてまいりたいというふうに考えております。よろしく申し上げます。

○議長（後藤 健） 再々質問ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） 次に、2番の項目について質問を許します。

○14番（本間輝男） 次に、ふるさと納税制度の拡大と運用について質問いたします。

国の地方税法を改正し、広く国民の皆様より地方公共団体等にふるさと応援を主たる目的とし、所得税、住民税の減免規定を設けた「ふるさと納税制度」が平成20年度より始まり、14年を迎えました。

その間、地方公共団体等よりの返礼品等の格差が生じる事態となり、平成29年、30年の二度にわたる総務大臣通知において良識ある対応の要請がされ、令和元年6月には、健全なる施策となるよう、納税対象となる地方団体は、総務大臣が指定すると定められております。その指定基準として、一つは募集の適正実施、二つは返礼品割合が寄附額の3割以下の順守、三つ目は返礼品の区域内地場産品の徹底化等が明確に示されております。幾多の見直し、改正を経て、その制度の充実を図りつつ、定着しつつある現状にあると認識しております。

さて、当市においては、人口減少、高齢化に歯止めがかからず、将来的にも財源確保が危惧される状態が確実な状況にあり、喫緊の課題と捉えます。この「ふるさと納税制度」の地道ながらも有効な事業として展開していく姿勢と拡充強化が求められると思料されます。

制度発足当時より数年間は、制度の不徹底により、寄附者の増加が横ばい状況にありながら、平成27年度税制改正により、都道府県、市区町村に対する寄附金のうち、2千円を超える部分については、一定の上限まで原則として所得税、住民税から全額控除と改められると同時に、給与所得者等の寄附者が確定申告せずとも寄附金控除が特例的に受けられる「ワンストップ特例制度」が創設されており、全国的に増加しています。

大仙市における寄附金実績を見ると、平成28年は910万円より、平成29年度3,000万円、平成30年度8,400万円、令和元年度1億6,000万円と順調に推移しつつも、令和2年度はコロナ感染拡大の影響から、微増の1億6,200万円余りとなっております。令和3年度は、11月よりの「ふるなび」等の受け付け開始以来、寄附される方々が増える傾向にあり、委託料の不足分3,000万円を本定例会で補正対応し、関連経費1億4,000万円程で、寄附金を2億6,000万円と見込むとしております。こうした実績は、担当部署、移住定住促進課をはじめとした成果と評価いたします。

しかしながら、こうした実績も県内他市町村に比べてみると、令和2年度において、お隣の仙北市は14億6,000万円、大館市9億1,000万円、前年より17倍も

増加した北秋田市は5億円、湯沢市5億5,000万円、横手市4億円余りと寄附実績を上げており、当市においてもまだまだ改善、工夫を要すると考えます。

基本的には、「魅力ある大仙市」「躍動する大仙市」等、市民の皆様と一体となったまちづくり、地域づくりを強力に推進し、寄附してくださる皆様に、いかにして大仙市を知ってもらい、継続的に支援してくださるよう発信していく姿勢が絶対不可欠と確信いたします。

こうしたふるさと納税制度を、人口減少、移住・定住促進対象事業等に有効に活用すべきと考えます。

そこで質問いたします。

第1点目は、過去の大仙市の「大仙市ふるさと納税」の実績をどのように捉え、評価、認識をされているのか、お伺いいたします。

第2点目は、平成29年度以降、「大曲の花火」を中心とした1泊2日のおもてなしツアーや栈敷席などを返礼品とした企画は、分かりやすく要望が高いといわれておりますが、コロナ感染がまだ継続する状況を勘案した場合、次なる手を考慮しておられるのか伺います。

第3点目は、返礼品は地場産品と明確に示される中、ヘルスマーター、米、酒等の産品が好まれて発送されておるようですが、市民の皆様には分かりづらい状況にあると思われまます。併せて、新たな特産品の開発にどのような取り組みを思考されておられるのか。これは、コロナ禍に伴う地域経済活性化に直接的に結び付く大事な一面を持つ重要なことと思料し、今後どのような対応を具体的に検討していくつもりなのか、お尋ねいたします。

第4点目は、令和4年度は前年比2.5倍増の2億8,000万円余りの予算計上をし、業務内容を見直すとともに、受け付けサイトの運用、管理業務等を公募型プロポーザルにより選定し事業実施をする最たる理由は何なのか、お伺いいたします。

第5点目は、令和4年度において、寄附件数2万件、寄附金額5億円と、かつてないほどの目標値が提示されておりますが、収束が見えないコロナ禍で「巣ごもり消費」の増大、首都圏よりの帰省が困難との判断より、ふるさとの品を求めて寄附する方々等が増加の可能性は否定できませんが、相当の努力と綿密な実践力が伴うと考えます。2億8,000万円余りの予算を計上し実施するに当たり、努力目標といった甘い認識は許されず、その本気度、取り組みの方向と拡充方法をお尋ねいたします。

○議長（後藤 健） 2番の項目に対する答弁を求めます。福原企画部長。

○企画部長（福原勝人） 質問のふるさと納税制度の拡大と運用についてお答え申し上げます。

はじめに、これまでの実績と評価につきましては、平成28年度以降、寄附者への返礼品として、米や酒、タニタ製品のほか、大曲の花火を軸としたツアー、観覧席などを順次追加してきたほか、ふるさと納税受け付けサイトを増やすとともに、クレジットカード決済、コンビニ決済などを可能にするなど、寄附しやすい環境の整備に努めた結果、寄附額は年々増加してまいりました。

しかしながら、令和2年度の寄附額を県内他市と比べますと、13市中12位となっており、まだまだ改善の余地があるものと認識しております。

そのような中、大曲の花火を中心とした返礼品につきましては、平成29年度から、おもてなしツアー及び各観覧席を返礼品としたところ、令和元年度の寄附額は約3,000万円となり、大仙市ならではの人気の高い返礼品となっております。

昨年度と今年度の大曲の花火は、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により延期となりましたが、別の返礼品に変更した一部の寄附者を除き、おもてなしツアー及び観覧席の権利は、令和4年度の大曲の花火へ持ち越しとしております。

そのため、来年度につきましては、まずは2年連続の延期となりご迷惑をお掛けしている寄附者への返礼をしっかりと対応させていただいた後に、改めて関係機関と協議の上、令和5年度の大曲の花火を中心とした返礼品を準備し、寄附を募集したいと考えております。

次に、今後、さらなる寄附額の増加を目指すに当たり、本市のふるさと納税には三つの大きな課題があると認識しております。

まず、返礼品数が県内各市と比較して少なく、充実も進んでいないこと。また、多くの自治体で楽天のふるさと納税受け付けサイトでの寄附を伸ばしている中、その伸びが低調であること。そして、ふるさと納税の募集に係る経費を当該年度の寄附額の5割以下とする総務省の基準に対し、毎年度その経費が5割近くになってしまい、寄附額の増加に向けて有効とされるサイトへの広告に係る費用を捻出できないでいることであります。

本市では現在、七つのふるさと納税受け付けサイトにより寄附を受け付けておりますが、各サイトには中間事業者と呼ばれる、サイトの運用・管理のほか、寄附受領証明書、

礼状及びワンストップ特例申請書の送付等の業務を受託する事業者が介在しております。

令和4年度は、議員ご指摘の返礼品の開発等を含めて、これらの業務を充実させること、また一方では、経費をできるだけ圧縮することにより、広告などの費用を捻出するため、新たに中間事業者を選定したいと考えております。

選定に当たりましては、返礼品としての特産品・地場産品をいかにして開発・充実するか、そして、その経費をどれだけ圧縮できるか。これらについて、それぞれの事業者のノウハウを生かした提案をいただきたく、公募型プロポーザル方式を採用するものであります。

これにより来年度は、これまで実施できなかったふるさと納税受け付けサイトでの広告の掲載に取り組むほか、米の収穫量全国第2位を誇る市として、米を返礼品とした寄附額を伸ばすことに加え、寄附金の充当事業を明確にした「クラウドファンディング型ふるさと納税」も導入し、寄附額のさらなる増加を図ってまいります。

来年度の寄附額目標5億円の達成には相当な努力が必要になるものと思われませんが、これは通過点でありまして、これで満足しようなどとは毛頭考えておりません。近い将来、2桁台の寄附をお寄せいただけるよう、今後も不断の努力を重ねてまいります。

以上です。

○議長（後藤 健） 再質問ありませんか。

（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） はい。

○14番（本間輝男） 最も身近なふるさと会の皆様のふるさと納税の支援は大事なことと感じますが、今現在、2,308名の会員様への取り組みはどのように認識し、その周知に努めておられるのか、お尋ねいたします。

○議長（後藤 健） 再質問に対する答弁を求めます。福原企画部長。

○企画部長（福原勝人） 本間議員の再質問にお答え申し上げます。

ふるさと会の皆様に対する取り組みにつきまして、これまでは各ふるさと会の総会において、ふるさと納税のPRや寄附の呼び掛けを行っております。

しかし、令和2年度と令和3年度は、総会が全て中止となったため、これまでのような取り組みができなかった一方、首都圏大曲会においては、今年度発行の会報紙面で、ふるさと納税への協力を依頼させていただいております。また、今年度は、ふるさと納税にもつながるよう、シティプロモーションの一環として、全国で発売される雑誌や都

営地下鉄の電車内のほか、首都圏で発刊されている新聞でも市の広告を掲載しており、本年度の寄附額増加の一因と分析しておりますが、ふるさと会の皆様にもご覧いただけたものと思っております。

ふるさと会の皆様は、ふるさとを愛し、ふるさとの発展を願ってくださっている方々でありますので、今後ともあらゆる機会を捉えて、ふるさと納税のPRと寄附の呼び掛けを行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（後藤 健） 再々質問ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） 一般質問の途中であります。この際、昼食のため暫時休憩いたします。再開は午後1時でお願いいたします。

午前11時57分 休 憩

午後 0時59分 再 開

○議長（後藤 健） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、3番の項目について質問を許します。

○14番（本間輝男） 次に、少子化と児童生徒の不登校、要支援者の増加問題について伺います。

この質問は、昨日、渡邊議員と重複いたしますが、質問の角度を変えて質問させていただきます。

県内でも有数の子育て支援策を展開する大仙市に、さらなる2歳児保育料無償化は時機を得たものであり、市長の英断に感謝申し上げます。

さて、先般、大仙市全体の年度別出生数を調査したところ、合併直後は600人を維持していた出生数が、平成27年の514人を境に、平成28年度よりは450人程度に減少し、さらに令和元年度は351人、令和2年度では383人と大幅に低下する事実にあります。

ちなみに、令和元年度秋田県内では統計開始以来初めて5千人を割り込み、令和3年は4,679人の出生数となっております。

こうした背景には、働く方々の実質賃金の向上が不透明な経済的インフラに加え、コ

コロナ禍の社会不安、核家族化の進展、そして女性の社会進出等が増加していることが推察されます。この人口減少、少子化問題は、社会経済の根幹に直接的に影響しかねない最優先課題として捉えます。

今、大仙市では、県と連携した「ゆとり教育」「少人数学級」等を教育の基本的姿勢とし、一人一人の能力に応じた学校運営を地域全体と共有しながら推進していると考えます。近年その成果は、全国学力テストにおいて常に上位に位置付けられ、大仙市も同様に注目され、喜ばしい事実として評価いたします。

しかしながら、教育を論ずる学才を持ち合わせないことを承知しながらも、市民の皆様方の思い、父兄の皆様よりの意見等を伺いながら問題提起し、状況の確認と取り組みの姿勢、その解決に向けた方向性をお伺いいたします。

第1点目は、コロナ感染拡大は、子どもたちにも多大な影響を与え、全国で不登校と認められる児童生徒が、令和2年度は前年より1万5千人増加し、19万6千人余りに増加したと報道されております。

文科省の定義では、登校したくてもそれができず、30日以上欠席した時を「不登校」と認定しておりますが、欠席の長期化が半分を越す実態が発表され、猶予すべき事態となっております。

率直にお尋ねします。大仙市内で、潜在的に「不登校」と認められる児童生徒の実数を確認します。

この原因として、家庭問題、学校環境になじめない、本人の無気力、不安等が要因の大半を占めるといわれております。その最たる要因をどのように分析し、家庭環境を交えて学校現場として、その改善方向を模索されておられるのかお尋ねいたします。

併せて、コロナ禍の社会変化による「不登校」が増加傾向にあるのかも含め答弁を求めます。

この問題は、教育現場のみならず、家庭環境、父母の考え等複雑多岐な事象が混合した社会問題として、地域全体で問題解決に努めるべきと強く感じております。

第2点目は、学校生活の中で様々な配慮を必要とする児童生徒に、きめ細かな指導、支援をするために学校生活支援制度が継続され、その施策が教育現場のみならず、地域全体に好評であるといわれております。

令和4年度も前年度より、1,000万円程増額した1億5,500万円を充当し、児童生徒の学校生活の環境向上に努めることは、至極当然のことであり、その成果に期

待したいと考えます。

しかしながら、先に秋田魁新報で秋田県内の教職員の充足率は十分に適切なる配置状況にあると報道されましたが、パソコン端末等を利用した授業や、小学校における英語の授業の必修等、教職員が多忙化していることは疑いのない事実であると認識しております。

さらに、教育の多様化が進行し、児童生徒の授業に対する格差が生じる可能性も否定できず、要支援者が令和4年度では前年比14パーセント（67名）増の544人と増加すると想定しております。この数字は決して軽くはなく、適切なる分析と早期の対応が求められます。

そこで質問します。

この増加現象は、学校規模、そして市中心部、郡部といった地域的特性がないのか、答弁を求めます。

また、この問題に対し、父兄の方々のご意見等があると想定しますが、教育委員会等でどのように捉えて対応しておられるのか、お尋ねいたします。

第3点目は、小学校におけるスポーツ少年団活動の動向と方向性について、先の魁新報の特集報道を見るまでもなく、大仙市においても児童の減少により、その活動と存続が危機的状況にあります。特に市の東部、大曲地域で、この小学校単位での活動ができず、他校との合同チーム編成が増加する傾向にあるといわれております。

この地域の学校再編計画は地元合意を第一とするならば、今少し時間を要し、練習会場への送迎に父兄の負担増になるといわれております。端的な例として、スポ少クラブの活動のために、通学範囲を越えて入学する児童も存在し、その行為そのものに違法性はないものの、小規模校程その影響が大きいと考えます。

子どもたちに好きなスポーツを選択させ、仲間たちと一緒に生き生きとスポーツ少年団活動に取り組ませることは、親たち全ての願いと感じます。

質問いたします。

中小規模校のスポーツ少年団活動の現状をどう捉え、どの方向性が妥当と認識されておられるのか、また、以前より指導者の育成とその待遇、位置付け等が検討が図られておると思料いたしますが、大仙市教育委員会等として、今後のスポーツ少年団の活動の指針を明示すべき時期と捉えますが、前向きな合理性のある答弁を求めます。

○議長（後藤 健） 3番の項目に対する答弁を求めます。伊藤教育長。

○教育長（伊藤雅己） 本間輝男議員の三つ目の発言通告であります児童生徒の不登校、要支援者などに関するご質問につきましては、教育委員会事務局長に答弁させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（後藤 健） 築地教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（築地 高） 質問の「少子化と児童生徒の不登校、要支援者の増加問題」についてお答え申し上げます。

はじめに、「不登校の実数確認と改善方向等」につきましては、今年度12月の調査によりますと、学校から「不登校」及び「不登校傾向」にあると報告された児童生徒数は91人となっております。

不登校のきっかけや理由として一番に挙げられるのは、「無気力・不安」によるもので、全体の4分の1（25パーセント）程度を占めます。

その内容としては、気力が起こらず何となく登校できない状況であったり、登校の意思はあっても体の不調を訴え、登校できない状況であったりするようです。

続く理由としては「友人関係」「生活リズムの乱れ」が挙げられており、不登校になる学年や時期として中学校1年生の夏休み終了後が多いという調査結果と併せると、新しい環境への不適應や夏休み中の生活リズムの乱れなどがその要因として考えられます。

各学校においては、不登校対策委員会等を設置するなどして組織的に対応しており、特に欠席があった場合には電話連絡や家庭訪問等を行うなど、迅速な初期対応によって新たな不登校が出ないよう未然防止に努めております。

また、児童生徒本人や家族が専門的なアドバイスを得られるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スマイルサポーター等を活用できる体制を整えており、福祉や関係機関と積極的に連携を図りながら不登校解消に向けて粘り強く取り組んでおります。

コロナ禍の影響については、現段階では学校から報告はありませんが、コロナ禍のために生活や行動が制限され、集団での関わりが薄くなっていることから、不登校増加に少なからず影響を与えるのではないかと危惧しております。

こうした状況も踏まえ、市教育委員会といたしましては、児童生徒が安全・安心に学校生活を送る中で、自分の居場所と他者との絆づくりを大切に魅力ある学校づくりに努めてまいります。

次に、「要支援者の増加傾向の認識等」につきましては、毎年市内の小・中学校から

要支援児童生徒数の報告がありますが、学校規模や地域による大きな違いはないと捉えております。

また、増加傾向の要因については、渡邊秀俊議員の質問にお答えしましたとおり、子どもの発達課題に対する、園や学校、保護者の理解が進んだためと捉えております。

市教育委員会といたしましては、子どもたちの特性を早期に把握し、早い段階からの適切な支援をすることが、発達段階に応じて落ち着いた学校生活を送ることにつながり、一人一人の健やかな成長につながると考えており、引き続き、特別支援教育への体制整備を進め、子どもたちの将来の自立に向けた支援の充実に努めてまいります。

次に、スポーツ少年団活動の方向性についてであります。

昨今の子どもたちを取り巻く環境や社会情勢の急激な変化、少子高齢化の進行、新型コロナウイルスの感染拡大などによって団員募集の機会を得られないなど、全国的にも団員・指導者等の登録数が大きく減少しており、今後の活動や組織運営に不安を抱く声が寄せられております。

市内のスポーツ少年団においても、団員数は年々減少しており、種目によっては、団の統合を余儀なくされているケースも発生していることから、市では活動を支える保護者の経済的負担を軽減するための補助金や、指導者向け研修会の開催、スポーツ障害予防教室の開催など、スポーツ少年団活動の維持・充実に資する取り組みを行っているところであります。

現在、日本スポーツ少年団では、こうした団員減少対策のため、ジュニア・ユース世代にスポーツの本質である自発的な運動の楽しさを提供するための緊急対策プロジェクトを立ち上げ、「将来像」や「方向性」を踏まえた対策案がまもなく示される予定となっております。

市といたしましても、日本スポーツ少年団や秋田県スポーツ少年団と連携し、今後の方向性を示してまいります。

以上でございます。

○議長（後藤 健） 再質問ありませんか。

（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） はい、本間議員。

○14番（本間輝男） 市の教育委員会の最高責任者であります伊藤教育長に総合的な判断と見解をお願いします。

○議長（後藤 健） 再質問に対する答弁を求めます。伊藤教育長。

○教育長（伊藤雅己） 本間輝男議員の再質問にお答えを申し上げます。

議員からは、子どもたちの健やかな成長や、学校課題の解決のためには、家庭や地域社会も一丸となって取り組む必要があり、学校や教育委員会にはその先導的な役割を期待し、応援しているという熱いメッセージをいただいたと受け止め、大変感謝申し上げます。

私は、子どもたちは自らの意思で成長する力を持っており、そのための体制や環境を整えていくこと、これが我々大人や行政の大きな責務と捉えております。その中で、不登校対応であれ、特別支援教育であれ、そしてスポーツ活動であれ、ピンポイントの点的な対応にとどまらず、線的、面的な広がりを視野に入れた取り組みを大切にしていきたいと考えております。

教育長として、児童生徒一人一人にとって必要な体制や環境がよりきめ細やかに整えられるよう、引き続き、実態把握と課題解決のための具体的な取り組みの充実に努めてまいります。

○議長（後藤 健） 再々質問ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） 次に、4番の項目について質問を許します。

○14番（本間輝男） 放課後児童クラブの管理運営の方向について質問します。

女性の社会参加が増大するとともに、核家族化が進行する当市にあって、放課後に保護者等が家庭にいない状況にある家庭が増えております。この状況は、市中心部のみならず、市内全域にわたると推定しています。

この対応として、大仙市では学校施設の空き教室、公民館等の利用、独自の教室を建築したりと、増加する児童に応じております。

令和4年2月現在、大仙市3,170人の児童のうち、1,060人余りが放課後児童クラブに在籍し、3人に1人が通い、保護者負担金も含め2億9,000万円余りで運営されており、適切な遊びと生活の場を提供しながら健全な児童の育成を図っております。

この事業費は令和3年度において、国・県が3分の1ずつ負担し、一般財源より8,000万円以上の支出が求められ、保護者負担は原則1人5千円としております。

令和4年度は、新設要望の高まりにより、大曲・花館小の増設に加え、南外地域で

20人の定員増を予定しており、事業費も3億1,400万円程に増加する予定にあります。

しかしながら、保護者より要望が高い事業とはいえ、先程来、出生数の減少は確実であり、施設設備の老朽化が進行するのは至極当然のこととして注視せざるを得ないと考えます。

また、希望者の増加により、支援員の確保に懸念が生じる事態となり、運営に支障が出るとしており、運営そのものが心配されると思料されます。

こうしたことより、市の一部児童クラブでは、運営の一部を委託する試みをしており、全国では既に放課後児童クラブの管理・運営を委託導入する動きが始まっている状況からして、当市においても、事業の整合性を勘案するならば、当然その時期にあり、その充分なる検証・検討を急ぐべきと考えます。

今、行政は、社会の変化とともに住民要望が多面的に複雑化が進み、職員の皆様の業務が多忙にある実状を認識するならば、民間の活力を生かした事業委託も選択の一つと捉えますが、そうした考えがないのかお伺いします。

○議長（後藤 健） 4番の項目に対する答弁を求めます。佐々木健康福祉部長。

○健康福祉部長（佐々木隆幸） 質問の放課後児童クラブの管理運営の方向性についてお答え申し上げます。

放課後児童クラブは、保護者が仕事等で昼間家庭にいない児童に対しまして、適切な遊びや生活の場を提供することにより、児童の健全な育成を図ることを目的に実施しております。

利用者につきましては年々増加傾向にありまして、クラブの新設や定員を増やすなど、一人でも多くの児童が放課後安全に過ごすことができるよう、環境の整備に努めております。

児童クラブの委託化につきましては、令和4年3月現在、34クラブのうち、5クラブを3団体に業務委託しており、支援員等を一定数確保できている状況ですが、直営の児童クラブにつきましては、議員ご指摘のとおり、受け皿となる施設の確保及び児童を見守る支援員の確保が課題となっております。

今後も、児童の放課後の生活の場を提供する放課後児童クラブに対する保育者ニーズは、核家族化の進行等により高まっていくと見込んでおります。

そのような状況において、県内で受託実績のある民間企業等への委託化は選択肢の一

つと捉えており、運営の効率化及び提供するサービスと支援員等の質の向上のために、直営の放課後児童クラブの運営委託化を進めてまいります。

以上になります。

○議長（後藤 健） 再質問ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） 次に、5番の項目について質問を許します。

○14番（本間輝男） 最後に、大豆生産施設の拡充に向けて質問いたします。

米余りに追い討ちをかけ、米価が下落し、米に偏重する大仙市農業が混迷する状況にあります。

こうした中、大仙市では土地利用型作物である大豆栽培が継続的に拡大され、令和4年度においては1,400町歩余りの生産計画にあります。

国産大豆の需要は依然として高く、国等よりの補助体系が整備され、大仙市においても大豆産地化促進事業費3,500万円を支出し、農業所得向上を図っております。

今現在、生産規模、収量において秋田県内トップの位置にあり、今後も作付面積は確実に拡大する方向にあります。

この大豆栽培は、法人組織、集落営農体での生産増加が中心となる中、生産拡大により大豆乾燥施設が不足する事態にあります。JAライスターミナル、法人施設等が所有する乾燥施設の処理能力の限界により、適期刈り取り、品質低下が懸念され、猶予すべき事態と生産組織より囑望されております。

先般、産業建設委員会とJA秋田おばこ経営トップの皆様との研修会において、小原組合長よりも強力な行政支援と国等の補助対応の要請があり、地域を代表する大豆生産の乾燥施設整備に早急に対処すべき時期と捉えます。

国・県等の関係機関と連携した施設整備の意にあるのか答弁を求めます。

○議長（後藤 健） 5番の項目に対する答弁を求めます。渡辺農林部長。

○農林部長（渡辺重美） 質問の大豆乾燥施設整備への支援対応についてお答え申し上げます。

市では、広範な水田の有効活用と農業所得の向上を図るため、土地利用型作物である大豆の生産振興に力を入れ、平成26年度より市単独事業による助成事業と、国機関等と連携し大豆生産技術の高位平準化による収量・品質の向上に取り組んでまいりました。

その成果もあって、本年度の大豆作付面積は1,277ヘクタールと令和2年度と比

較して31ヘクタール増加しており、現時点の見込みではありますが、収穫量は2,734トン、そのうち1、2等級の高品質割合は27パーセントで、特に単収は10アール当たり214キロと事業実施以降最も高い収量となっております。

また、昨今のコメの需要量の減少や食料自給率の向上に結び付く国産大豆の生産は、需要の高まりや拡大に向けた国の施策の追い風もあり、大豆の作付けや生産量は増加する方向性にあります。

市では、大豆生産者の気運の高まりや、大豆の収穫量の増加に伴い、乾燥調製施設の整備は必要であると捉えており、整備の事業主体となるJA秋田おぼこの計画に対し、国、県事業を最大限活用した支援など、関係市町と連携し対応してまいります。

以上でございます。

○議長（後藤 健） 再質問ありませんか。

（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） はい。

○14番（本間輝男） 時間ありませんので、市長にお伺いします。

この施設要望に関して、市長としてどのような情報を持っておられるのか。というのは、今、知事さんも、秋田県の知事さんも前向きに捉えるような動きが出てきてます。今、県議会でもその方向にあるような話も聞こえますが、市長、今分かってる範囲で、分かる範囲でお答えいただければありがたいです。

○議長（後藤 健） 再質問に対する答弁を求めます。老松市長。

○市長（老松博行） 本間議員の再質問にお答え申し上げたいと思います。

具体的な県の動きは残念ながら承知しておりませんが、この地域を考えた場合、当然必要であるというふうに思っておりますので、ただ、市が事業主体になるのは、なかなかこれはね、難しいことですので、やはりJAに頑張ってもらいたいということになるわけですが、ただ、JAの場合はやっぱり2市1町、管内の2市1町の足並みをそろえたいという希望があると思います。大仙市と同じように大豆生産を奨励しているところもありますし、そうでもないところもあるということで、そうした2市1町の間の中での調整がね、当然、私、大仙市長に求められているところだと思いますので、いずれ首長の皆さん、それから小原組合長ともいろいろ協議をしてみたいというふうに思います。

○議長（後藤 健） 再々質問ありませんか。

(「ありがとうございました。終わります」と呼ぶ者あり)

○議長(後藤 健) これにて14番本間輝男君の質問を終わります。

【14番 本間輝男議員 降壇】

---

○議長(後藤 健) 日程第2、議案第9号から日程第51、議案第58号までの50件を一括して議題といたします。

これより質疑を行います。通告はありません。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(後藤 健) 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第9号から議案第58号までの50件は、議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

---

○議長(後藤 健) 日程第52、決議案第3号、ロシアによるウクライナ侵攻に抗議する決議を議題といたします。

決議案第3号は、議会運営先例集で規定する議長及び副議長を除く全議員の提案でありますので、提案理由の説明、質疑、委員会付託、討論を行わずに直ちに採決いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(後藤 健) ご異議なしと認めます。よって本件は、提案理由の説明、質疑、委員会付託、討論を行わず、直ちに採決することに決しました。

これより決議案第3号を採決いたします。本件は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(後藤 健) ご異議なしと認めます。よって本件は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。ただいま議決されました決議案第3号について、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（後藤 健） ご異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決しました。

---

○議長（後藤 健） お諮りいたします。各常任委員会審査のため、3月9日から3月17日まで9日間、休会いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） ご異議なしと認めます。よって、3月9日から3月17日まで9日間、休会することに決しました。

---

○議長（後藤 健） 以上で本日の日程は、全部終了しました。

本日はこれをもって散会し、来たる3月18日、本会議第4日を定刻に開議いたします。

大変お疲れ様でした。

午後 1時28分 散 会

